

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		歯科技工の業等についての広告に関する許可
根拠条例・規則等名		歯科技工士法（昭和30年8月16日法律168号）
条 項		法第26条第1項第4号
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。（理由：処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難であるため。）
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	8日
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		